

2020年9月3日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社J Cサービス
株式会社グリーンインフラレンディング

グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社J Cサービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資家の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済等に関しまして、以下のとおり、「1. 案件の契約状況」及び「2. ファンド資金の返済に向けた状況」をお知らせいたします。

1. 案件の契約状況について

本年7月28日付けでお知らせしましたとおり、下記①～⑥の契約は現時点におきましても全て維持されており、かかる契約に基づく入金を確保することにより、募集額の85%程度について今後の返済の目途が立つ状況に変更はございません。

- ① 「太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）は契約が完了しています。」、
- ② 「バイオマス発電所1案件（募集額約7.5億円）は契約が完了しています。」、
- ③ 「太陽光発電所3案件（募集額合計約15.6億円）及びバイオマス発電所1案件（募集額約10.0億円）は契約が完了しています。」、
- ④ 「海外水力発電所1案件（募集額約2.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑤ 「バイオマス発電所1案件（募集額合計約17.5億円）は契約が完了しています。」、
- ⑥ 「バイオマス発電所2案件（募集額合計約21.0億円）は契約が完了しています。さらに、この度、新たにバイオマス発電所2案件（募集額合計約6.0億円）につきまして契約締結が完了しましたので、かかる契約に基づく入金を確保することによって、既に返済済みのものを含め、G I L社による募集総額（一昨年7月末時点の残高）の85%程度については、今後の返済の目途が立つこととなります。」

上記以外の案件につきましても、可能な限り早期の契約締結を目指しており、契約締結が完了した際には、投資家の皆さまへできるだけ速やかにお伝えしてまいります。

2. ファンド資金の返済に向けた状況について

本年7月28日付けでファンド資金の返済に向けた状況をお知らせしていた下記(1)から(4)の案件につきましては、引き続き、契約相手方等への確認を通じて状況把握に努めてきたところ、各案件の契約上の入金条件確保に向けた進捗につきまして、現段階で把握している状況等は以下のとおりですので、お知らせします。

- (1) 上記1. ⑤及び⑥のバイオマス発電所3案件につきましては、既に、案件開発に係るファイナンス契約は締結済みであり、3案件とも事業投資ファンド及びEPC業者が発電所の着工に向けた取組を推進中であるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う海外渡航制限が継続中のために契約当事者となるEPC業者の国際間移動ができないこと等の影響を受けて、本年11月末迄の入金は一部に留まり、この結果、現段階では、GIL社への元本返済は本年12月末迄遅れる見込みとなっている状況に変更はありません。
- (2) 上記1. ③の太陽光発電所1案件につきましては、既に、環境影響評価条例に基づく評価書の公告・縦覧が終了している中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、土地の利用制限解除に係る許認可を得るための関係行政委員会の開催延期等に起因して当初スケジュールが遅れていましたが、当該委員会における審議が再開され、今後の日程も決定していたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は継続しており、急遽、6月下旬の委員会が開催されないこととなったことに加え、当該案件の事業者と地元との調整に追加的な時間を要することとなり、審議日程が更に1か月遅れることとなったことから、こうした状況を踏まえると、現段階では、先月のご報告より1か月遅れのスケジュールとなり、本年11月中には入金トリガーとなっている土地の利用権の確保ができ、これにより、本年12月末迄には入金確保され、GIL社への元本返済が可能となる見通しとなっています。
- (3) 上記1. ②のバイオマス発電所1案件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響も踏まえた本案件の進捗についての再度の確認の結果、EPC工事の発注について、本年11月中旬迄に可能となるよう最大限の努力はするとのことではあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う海外渡航制限が継続中で、ファイナンスに係る調整が遅れていることから、EPC発注が年明け以降にずれ込む見通しとなっている状況に変更はありません。この結果、現段階では、本年11月中旬迄に一部入金があるにとどまり、GIL社への元本返済が可能となる時期については、来年3月末頃迄遅れる可能性がある状況に変わりはありません。
- (4) 上記1. ⑥後段のバイオマス発電所2案件につきましては、先月ご報告のとおり、当社への入金の時期について基本的な合意に至ったところであり、それによると、基本的には本年12月末迄の入金、発電所設備工事の着工時期が遅れる場合でも来年3月迄の入金を確保できる見通しであり、その場合、来年3月末頃迄にはGIL社への元本返済が可能となる見込みとなっている状況に変更はありません。

また、上記(1)～(4)の元本返済が全て実現することにより、既に返済済みのものを含め、GIL社による募集総額(一昨年7月末時点の残高)の60%程度については返済されることとなる見通しにも変更はありません。

当社としては、引き続き、投資家の皆さまに対する全部償還に向けて、締結済み契約に基づく支払条件の達成に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

が今後も続く可能性があることを踏まえ、開発工程の進捗について、投資家の皆さまに対するご報告を定期的に行ってまいります。

次回は、9月下旬以降を目途として、あらためてお知らせさせていただきたいと考えております。

当社及びG I L社としましては、引き続き、契約に基づく入金条件を少しでも早く確保できるよう関係者との調整を進めることによりG I L社への返済が早期に可能になるよう取り組んでまいります。また、G I L社への返済が完了した案件につきましては、maneoマーケット株式会社や、同社を通じて当局を含む関係各所との調整を早急に進め、投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指してまいります。

投資家の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上